

1. 議事日程（令和7年第2回北広島町議会臨時会）

令和7年3月21日
午前10時開会
於 議 場

		仮議席の指定
日程第1		議長の選挙
日程第2		議席の指定
日程第3		会議録署名議員の指名について
日程第4		会期の決定について
日程第5		副議長の選挙
追加日程第1		議席の一部変更
日程第6		常任委員会委員の選任について
日程第7		議会運営委員会委員の選任について
追加日程第2		閉会中の継続審査の申し出について
日程第8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第9		広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙
日程第10		芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
日程第11		北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第12		町長就任あいさつ
日程第13	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第14	議案第21号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第15	議案第22号	北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第23号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第24号	財産の無償譲渡について (戸谷集会所 希望の館)
日程第18	議案第25号	工事請負契約の締結について (大朝小学校校舎大規模改修請負工事)
日程第19	議案第26号	令和6年度北広島町一般会計補正予算(第8号)
日程第20	議案第27号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第21	議案第28号	令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第22	議案第29号	令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第3号)
日程第23	議案第30号	令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算(第3号)
日程第24	議案第31号	令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第25	議案第32号	令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第26	同意第2号	副町長の選任の同意について
日程第27	同意第3号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 宮 本 裕 之	3 番 坂 本 伸 次
4 番 石 坪 隆 雄	5 番 佐々木 正 之	6 番 伊 藤 淳
7 番 中 村 忍	8 番 沼 田 真 路	9 番 伊 藤 立 真
10 番 泉 田 暁 彦	11 番 敷 本 弘 美	12 番 湊 俊 文

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 増 田 隆
芸北支所長 村 竹 明 治	大朝支所長 矢 部 芳 彦	豊平支所長 熊 谷 忠 明
危機管理課長 川 手 秀 則	総務課行政管理係長 坪 内 聡 子	財政政策課長 国 吉 孝 治
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 小 椿 治 之	税 務 課 長 植 田 優 香
町民保健課長 迫 井 一 深	福祉課長 細 居 治	こども家庭課長 芥 川 智 成
環境生活課長 出 廣 美 穂	農林課長 宮 地 弥 樹	商工観光課長 大 本 賢一郎
建設課長 竹 下 秀 樹	消 防 長 笠 道 宏 和	教育課長 植 田 伸 二
会計管理者 大 畑 紹 子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江

議会事務局 田 邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（三宅克江） おはようございます。このたびの臨時会は、北広島町議会議員選挙後の初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。そこで、出席議員の中で年長の湊議員をご紹介します。湊議員、議長席にご着席ください。

○臨時議長（湊俊文） 皆さんおはようございます。ただいまご紹介いただきました湊俊文でございます。地方自治法第107条の規定により議長が決定するまでの間、臨時議長の職務を行わせていただきます。円滑に議事が進行しますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回北広島町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。ここで議事の進行上、仮の議席を指定いたします。仮の議席は、ただいま着

席しておられる議席とします。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 02分 休 憩

午 前 10時 08分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○臨時議長（湊俊文） 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議長の選挙

○臨時議長（湊俊文） 日程第1、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。（議場閉鎖）

○臨時議長（湊俊文） 次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、坂本議員並びに2番、宮本議員を指名いたします。議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者となります。ただいまの出席議員は12名です。投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

○臨時議長（湊俊文） 念のため申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。（投票箱点検）

○臨時議長（湊俊文） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席の番号と名前を読み上げますので、順番に投票を行ってください。

○議会事務局長（三宅克江） 1番、坂本議員。2番、宮本議員。3番、亀岡議員。4番、石坪議員。5番、佐々木議員。7番、中村議員。8番、沼田議員。9番、伊藤立真議員。10番、泉田議員。11番、敷本議員。6番、湊議員。（点呼・投票）

○臨時議長（湊俊文） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。これより開票を行います。1番、坂本議員、2番、宮本議員は立会いをお願いします。それでは開票を行ってください。（開票）

○臨時議長（湊俊文） 立会人の方ありがとうございました。それぞれ議席にお戻りください。選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、湊議員11票、坂本議員1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、湊議員が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。（議場開鎖）

○臨時議長（湊俊文） ただいま議長に当選されました湊議員へ会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。ここで湊議員が演壇において発言を行います。

○議長（湊俊文） このたびは議長に選任いただきまして誠にありがとうございます。身の引き締まる思いであります。私は一貫して北広島町の利益と発展を最優先に政治信念を持って行動し

ております。私は二元代表制を基に緊張感を持ち、住民目線で議会議長として住民サービス及び行政サービスの向上を求めてまいります。また、北広島町の課題や事業が早期に成就して、次の事業が選択できるように広島県及び国、そして広島都市圏構想を唱える広島市へ積極的に働きかけ、連携を強化して発展に尽力することをお誓い申し上げます。広島県町議会議長会、広島県内陸部振興対策協議会、広島広域都市圏連絡協議会の一員として頑張る所存でございます。議員の皆様には議員研修等で研さんをしていただき、町民目線での条例策定、予算の修正、施策の提言、提案をしていただきたいというふうに思っております。それが議員活動、議会活動の見える化につながるというふうに認識しております。私は人脈を駆使して行動する議会の長として、またトップセールスマンとして北広島町に貢献する所存であります。また、広島県町議会議長会における改革や全国町村議会議員の待遇について論議していただくために広島県から一石を投じたいと思っております。結びに、北広島町議会の運営については議員皆様のご協力をお願いいたしまして、議長当選のお礼と議長就任のごあいさつといたします。

○臨時議長（湊俊文） 以上で臨時議長の職務は終了いたしました。議員各位のご協力ありがとうございました。ここで暫時休憩を取ります。１０時３５分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 １０時 ２５分 休 憩

午 前 １０時 ３５分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２ 議席の指定

○議長（湊俊文） 日程第２、議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第２項の規定により議長において指定いたします。議席は、ただいま着席しておられる席といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第３ 会議録署名議員の指名

○議長（湊俊文） 日程第３、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、３番、亀岡議員、４番、石坪議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第4、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日から3月24日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日から3月24日までの4日間に決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 37分 休 憩

午 前 10時 44分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 副議長の選挙

○議長（湊俊文） 日程第5、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めてください。（議場閉鎖）

○議長（湊俊文） 次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、佐々木議員並びに7番、中村議員を指名します。副議長選挙は、意思表示の有無にかかわらず、最多得票数を得た議員が当選者となります。ただいまの出席議員は12名です。投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

○議長（湊俊文） 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。（投票箱点検）

○議長（湊俊文） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票を行ってください。

○議会事務局長（三宅克江） 1番、坂本議員。2番、宮本議員。3番、亀岡議員。4番、石坪議員。5番、佐々木議員。7番、中村議員。8番、沼田議員。9番、伊藤立真議員。10番、泉田議員。11番、敷本議員。6番、湊議員。（点呼・投票）

○議長（湊俊文） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。これより開票を行います。5番、佐々木議員、7番、中村議員は立会いをお願いします。それでは開票を行ってください。（開票）

○議長（湊俊文） 立会人の方ありがとうございました。それぞれの議席にお戻りください。選挙

の結果を報告いたします。投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、亀岡議員 12 票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、亀岡議員が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。（議場開鎖）

○議長（湊俊文） ただいま副議長に当選されました亀岡議員が議場におられます。会議規則第 3 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。ここで亀岡議員の発言を許します。

○副議長（亀岡純一） ただいま副議長の職を選任していただきました亀岡純一でございます。改めて選任いただきましたことをありがたく感謝申し上げます。副議長の職は、地方自治法によりますと、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行うというふうになっております。もとよりそうではありますが、今回改めて副議長の職をいただいた立場で、私自身これから副議長としてやっていくに当たり、心構えというものを自らに問い直してみました。3 点ございます。まず、1 点目は、議長を補佐する職務にまず徹すると。当然のことではありますが、議長の激務とも言える議長の職を共に共有しながら支えていきたいというふうに思っております。そして 2 点目は、この広い北広島町であります、合併して 20 周年を超えました。20 年を超えて、これから議員のあるべき姿として、この町全体の議員であるという自覚をまず持って、ともにこの広い町隅々まで目を配り、心を配り、議員としての使命を、役割を果たしていきたいというふうに思っております。3 点目の心構えとして、この議会、北広島町議会としての立場をもう一度初心に返って、その基本に徹するということは何かというふうに考えてみましたが、議員としての役割として、様々な抱える問題、課題について、あるいは、そのときそのときに出てくる様々な議論すべきことについてしっかりと議会としてのともに意見を交わし合い、議論しあって結論を出して行って町民の皆さんの負託に応える議会となるように頑張っていきたいというふうに思います。この 3 つを皆様にお約束させていただいて、副議長としてのその役割をこれから果たさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 各位のご協力ありがとうございました。議長選挙並びに副議長選挙の結果に伴い、議席に変更が生じます。お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第 1 議席の一部変更について

○議長（湊俊文） 追加日程第 1、議席の一部変更についてを議題とします。先ほど議長選挙並びに副議長選挙の結果に伴い、3 番亀岡議員が 1 番席へ、1 番、坂本議員が 3 番席へ、6 番、湊議員が 12 番席へ、12 番、伊藤淳議員が 6 番席へ、それぞれ議席の一部変更を行います。次の会議から議席を移動いたします。ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 11時 01分 休 憩

午 前 11時 14分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（湊俊文） 日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。常任委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項及び北広島町議会基本条例第9条第2項の規定により、総務常任委員会に坂本議員、宮本議員、亀岡議員、中村議員、伊藤淳議員、泉田議員。産業建設常任委員会に石坪議員、佐々木議員、沼田議員、伊藤立真議員、敷本議員。議会広報常任委員会に坂本議員、石坪議員、中村議員、沼田議員、伊藤立真議員、泉田議員。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 11時 16分 休 憩

午 前 11時 19分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（湊俊文） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、亀岡議員、中村議員、伊藤立真議員、坂本議員、敷本議員を指名したいと思います。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会運営委員会委

員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 11時 20分 休 憩

午 前 11時 34分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開いたします。先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、ご報告いたします。総務常任委員会委員長 中村議員、副委員長 伊藤淳議員。産業建設常任委員会委員長 伊藤立真議員、副委員長 佐々木議員。議会広報常任委員会委員長 石坪議員、副委員長 沼田議員。議会運営委員会委員長 敷本議員、副委員長 坂本議員。以上のとおりです。お諮りします。先ほど報告しました各委員会委員により会議規則第75条の規定により、各委員会の所管事務につきまして、閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、追加日程第2として、各委員会委員長より申出のありました閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（湊俊文） 追加日程第2、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。各委員会委員長より申出のありました各委員会の所管事務について、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査の申し出については、各委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（湊俊文） 日程第8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名

することに決定しました。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に7番、中村議員を指名します。中村議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に中村議員が当選されました。中村議員には、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

- 議長（湊俊文） 日程第9、広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定いたしました。広島県水道広域連合企業団議会議員に、12番、湊議員を指名します。お諮りします。湊議員を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、広島県水道広域連合企業団議会議員に湊議員が当選されました。湊議員には会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

- 議長（湊俊文） 日程第10、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定しました。芸北広域環境施設組合議会議員に、2番、宮本議員、3番、坂本議員、12番、湊議員を指名します。お諮りします。宮本議員、坂本議員、湊議員を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、芸北広域環境施設組合議会議員に宮本議員、坂本議員、湊議員が当選されました。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

- 議長（湊俊文） 日程第１１、北広島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決定しました。北広島町選挙管理委員会委員に、成瀬哲彦さん、山根秀紀さん、古川達也さん、高松洋子さんを指名いたします。ただいま指名を行いました方を北広島町選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、成瀬哲彦さん、山根秀紀さん、古川達也さん、高松洋子さんが北広島町選挙管理委員会委員に当選されました。次に、北広島町選挙管理委員会補充員には、第１順位、佐々木新十さん、第２順位、高杉千賀子さん、第３順位、藤吉数磨さん、第４順位、藤井泰子さんを指名いたします。ただいま指名しました方を北広島町選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、第１順位、佐々木新十さん、第２順位、高杉千賀子さん、第３順位、藤吉数磨さん、第４順位、藤井泰子さんが北広島町選挙管理委員会補充員に当選されました。ここで暫時休憩をします。次の日程から説明員の入場を求めます。午後１時まで休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 １１時 ４３分 休 憩

午 後 ０時 ５９分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開し、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１２ 町長就任あいさつ

- 議長（湊俊文） 日程第１２、ここで町長より発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 就任のごあいさつを申し上げます。このたびは８年ぶりの町長選となり、町民の皆さんに私の考えをしっかりと伝えてまいりました。結果は、おかげさまで当選することができ、４期目のスタートをさせていただきました。町民の皆様の負託に応えるため、全力で努力してまいります。そして、議員、町民の皆様と共に力を合わせ、これまで訴えてきた基本理念である協働のまちづくり、持続可能なまちづくり、明るく元気なまちづくりを基本に、すばらしい北広島町を築いてまいりたいと考えています。それでは私の思いを少しお話させていただきます。まずは、今回公約で掲げた６点を中心に実現に向けて全力で取り組んでまいります。

1点目が、デジタル技術による変革です。DX、デジタルトランスフォーメーションです。自宅で役場への申請手続などやペーパーレス化などの行政DXはもちろんであります、デマンドバス、ホープタクシーのインターネット予約やAIによる健康管理など、暮らしのDXにより町民の利便性を上げていくことが重要です。整備した光ファイバー網を活用することによって、北広島町が抱える課題の解決を図っていきたいと考えています。農業関係につきましては、3点目でお話します。2点目が脱炭素の取組です。最近では、GX、グリーントランスフォーメーションと言われています。本町では、令和4年にゼロカーボントウン宣言を行い、脱炭素の取組として令和6年4月に設立した一般社団法人北広島町地域エネルギー会社を中心に、再生可能エネルギーの地産地消の実現、そして森林保全の積極的な取組などを目指してまいります。今、環境省の脱炭素先行地域に手上げをしているところです。この先行地域に指定されれば、水力発電を中心に太陽光発電や薪活などの活動を町民の皆さんとともに進めてまいりたいと計画しています。一般社団法人北広島町地域エネルギー会社での収益は子育て支援にも貢献していきたいと考えています。この脱炭素先行地域に選定されることを本当に期待しているところでもあります。3点目が農業の活性化です。大玉トマト、ミニトマト、ホウレンソウなどの施設園芸は希望が見えるものの、圧倒的に作付面積の多い稲作は耕作者の高齢化、担い手不足から、このままでは多くの農地が耕作放棄地になるのではないかと大きな危機感を持っています。若者が今後希望を持って、将来にわたり稲作づくりができるための再ほ場整備やスマート農業などの環境づくりが必須であると考えています。特に草刈りについては、ラジコンなどで草刈りができるよう畦畔の角度を緩やかにし、水管理はコンピュータ管理ができるよう、サイフォン方式を導入すべきであると考えています。そして、基本的には農地所有者の負担金なしで中間管理機構を通した仕組みで再ほ場整備を実施していきたいと考えています。若者たちに先人たちが継承してきた農地をつなぎ、農業を未来へ永続していきたいと考えます。4点目が子育て支援の充実です。少子化は、国の大きな課題であり、本町においても大きな課題です。石破総理は2月に給食無償化については、まずは小学校を念頭に令和8年度以降、できる限り早期の制度化を目指すと言われました。これに期待しながら、本町でできることをしっかり進めていきたいと考えています。まず遊び場づくりや、いつでも誰でも受け入れられる保育環境の整備に取り組みます。これは、年度途中で生まれた子どもさんを預かる場合の問題等の解決を図ることです。今年度からこども家庭課を設置し、子育て支援のワンストップ化を実現しており大変喜ばれていますが、今後の国の動向を注視しながら、子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。5点目が防災対策であります。全国的に自然災害が頻発化・激甚化している状況の中で、流域治水、河道掘削の実施、個別避難計画の策定、自主防災組織の充実などを実施し、災害に強いまちづくりを目指します。また流域治水では、先ほどの田んぼの水管理をコンピュータ管理することにより田んぼダム機能をより充実できるものと考えています。6点目は、若者定住促進対策です。今、都市計画マスタープランの策定に向け、町民の意見を聞きながら検討をしているところでもあります。若者定住対策として、若者定住促進住宅もその一つで、小学校、中学校近辺にコンパクトシティの発想に基づく用地を確保し、若者定住促進住宅を建設し、Iターン、Jターンなどを中心に若者を呼び込む施策を実施するものであります。公約に掲げたものは以上であります、多くの課題解決にも取り組んでいかなければなりません。人口、経済が縮小する時代の中で多くの課題が存在します。その課題解決に挑戦していくためには、自分たちの地域は自分たちで守っていくという基本的な考え方の協働のまちづ

くりを基盤として、地域内経済循環の仕組みづくりや、地域の活性化の実践・活動を進め、持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。また、これまで取り組んできた施策、事業も精査しながら、見直し、廃止も含め実施してまいります。環境が大きく変わってきている今日、失敗を恐れず、新しいことにも積極的に挑戦していかなければなりません。私は、そうした課題解決にも全身全霊で取り組み、明るく元気なまちづくりを目指して、すばらしい郷土、ふるさとを次世代につなげていきたいと思います。町民の皆さんに寄り添い、町民の皆さんと共に力を合わせ、すばらしい北広島町を未来につなげてまいりたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 報告第1号 専決処分の報告について

- 議長（湊俊文） 日程第13 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます 箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは報告第1号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。詳細につきましては担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 報告第1号、専決処分の報告について建設課からご説明申し上げます。議案集の4ページ、5ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集5ページ、専決処分第1号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年2月20日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和6年8月31日午後5時頃、新郷57番付近、町道新郷1号線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより左側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は相手方に対し、損害賠償として5574円の支払義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は5574円で、内訳はタイヤ交換費総額1万3937円の4割でございます。以上で報告を終わります。
- 議長（湊俊文） 本件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 亀岡です。今報告ありましたけども、事故があったのは昨年8月31日ということですが、随分時間がたってと思うんですが、これはどういう理由で時間がかかったんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（竹下秀樹） 事故の報告があった後、様々な資料、それから当該の損保会社等の交渉経過により、この時期になったものでございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第1号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 4 議案第 2 1 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から

日程第 1 6 議案第 2 3 号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第 1 4、議案第 2 1 号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から、日程第 1 6、議案第 2 3 号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの 3 議案を一括議題とします。以上 3 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第 2 1 号から議案第 2 3 号につきまして、一括して説明をします。議案集の 6 ページをお願いします。議案第 2 1 号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告及び仕事と育児・介護の両立支援に関する法改正に伴い、職員の給与等の改定を行うため条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 5 5 ページをお願いします。議案第 2 2 号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町老人集会所戸谷集会所 希望の館を戸谷自治会へ無償譲渡することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 5 7 ページをお願いします。議案第 2 3 号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率等の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課行政管理係長。

○総務課行政管理係長（坪内聡子） 議案第 2 1 号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について総務課からご説明申し上げます。本年度の人事院勧告では、令和 6 年 4 月 1 日から適用する内容と令和 7 年 4 月 1 日から適用する内容がそれぞれ勧告されています。本条例は、この国の人事院勧告に準じて、令和 7 年 4 月 1 日から適用する内容について、関係する条例についてそれぞれ改正を行うものです。また、育児・介護の両立支援に関する法改正に伴い、関連する条例も改正を行います。第 1 条、職員の給与に関する条例の一部改正では、扶養手当をはじめ職員手当の改定及び各職種の給料表の改定等を行います。議案集 3 2 ページをお願いします。第 2 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、仕事と介護の両立支援に関する周知等について定めます。議案集 3 5 ページをお願いします。第 3 条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、法改正に伴う条ずれの改定、第 4 条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、職員手当の改定を行います。続きまして、議案集 3 8 ページをお願いします。第 5 条、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正では、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて会計年度任用職員の給与改定を行います。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第 2 2 号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集 5 5 ページをお願いいたします。豊平地域の老人集会所等の一つであります戸谷集会所希望の館につきまして、戸谷自治会へ無償譲渡するに当たり、北広島町老人集会所等設置及び管理条例第 2 条に規定する別表から当該施設を削除することを提案させていただくものでございます。ご審議の

ほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 議案第23号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について税務課からご説明申し上げます。議案集は57ページから64ページです。議案集と一緒に配付しておりますA4資料に基づいて主な内容を説明させていただきます。1点目は、税率等の改正です。町の国民健康保険の事業運営に必要な額に税率等を改正するもので、賦課方式については、令和6年度から所得割、均等割、平等割の3方式へ移行しております。改正内容につきましては、表中の改正後の欄に太字で示しておりますとおり、基礎課税額の変更を行います。1月30日開催の北広島町国民健康保険事業の運営に関する協議会において改正案を諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。2点目は、課税限度額と軽減判定所得の見直しです。保険税負担における被保険者間の公平性の確保及び中・低所得層の軽減を図るための措置でございます。最初に課税限度額の見直しですが、基礎課税額について1万円引上げ、限度額を66万円に、後期高齢者支援金等課税額について2万円引上げ、限度額を26万円とするものです。次に、軽減判定所得の見直しですが、減額の対象となる所得基準の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を5割軽減の対象となる世帯においては29万5000円から30万5000円に、2割軽減の対象となる世帯においては54万5000円から56万円に引き上げるものです。3点目は、子どもに係る均等割額の軽減です。子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割保険税を軽減するもので、税率等の改正に伴い、未就学児減額分の数値の改正を行っております。軽減額は表の太字で記載しておりますとおり、所得に応じ、軽減なし世帯、または軽減あり世帯の均等割額の5割を公費で賄い、減額を均等割額が実負担額であることを示しております。その他税率等の改定に伴い、特定世帯等に移行した場合の基礎課税額の世帯別平等割額の数値の改正を行っております。以上がこのたびの主な改正内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第24号 財産の無償譲渡について

日程第18 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第24号、財産の無償譲渡についてから、日程第18、議案第25号、工事請負契約の締結についてまでの2議案を一括議題とします。以上2議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第24号から議案第25号につきまして一括して説明します。議案集の65ページをお願いします。議案第24号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集の67ページをお願いします。議案第25号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、大朝小学校校舎大規模改修工事について請負契約を締結するに当たり、議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第24号、財産の無償譲渡について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集65ページをお願いいたします。1、財産の表示 所在 広島県山県郡北広島町戸谷11772番地、種別 建物、名称 戸谷集会所 希望の館。延床面積253.63平方メートル。2、譲渡先 所在 広島県山県郡北広島町戸谷4021番地、戸谷自治会会長沖政長公。戸谷集会所、希望の館は平成29年に建設され、現在戸谷自治会が指定管理者として管理、運営していただいているものでございます。地元自治会等へ無償譲渡を行い、町補助金を活用し、施設の整備を行っていただき、地域における活動拠点として有効に利活用していただくことを目的に無償譲渡することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第25号、工事請負契約の締結について教育課からご説明いたします。議案集の67ページをお願いします。1、工事名 大朝小学校校舎大規模改修工事。2、工事場所 北広島町大朝4676番地1。3、工期 議会の議決があった日の翌日から令和8年3月31日まで。4、請負金額1億7050万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1550万円。5、請負者 広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店支店長小泉義則。提案理由でございますが、令和7年1月22日に一般競争入札の告示、2月19日に開札を行い、1社の応札がありました。2月27日に仮契約を締結しております。工事内容は、昭和56年度建築の大朝小学校における陸屋根防水や高架水槽改修などの屋上改修、外壁改修、洋式化に向けたトイレ改修及び内装工事として普通教室や特別教室など主要部屋の床、壁、天井の改修工事を行うものです。工事の執行に当たりましては、児童の安全確保を第一に作業工程を実施することとしており、昨今の社会情勢から物資の高騰化に対応し、早急に資材確保を図るとともに、円滑な工事实施に努めてまいりたいと考えております。この改修工事は、学校統合により来年度から大朝地域の新しい学校としてスタートするに当たり実施するものです。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第26号 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第8号）から

日程第25 議案第32号 令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第19、議案第26号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第8号から、日程第25、議案第32号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号までの7議案を一括議題とします。以上7議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和6年度補正予算の概要につきまして一括して説明します。令和6年度補正予算書の4ページをお願いします。議案第26号、令和6年度北広島町一般会計補

正予算第8号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4400万円を追加し、予算の総額を177億1900万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、国の補正予算第1号による経済対策事業の追加、町道等除雪委託料の増額及び令和6年度事業の実績に基づく精算等に係る補正を行っております。繰越明許費補正は第2表に事業別に追加12事業、変更2事業を、債務負担行為補正は第3表に追加46件を、また地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次に補正予算書の88ページをお願いします。議案第27号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算の総額を22億4900万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、令和6年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。次に、補正予算書の103ページをお願いします。議案第28号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1700万円を減額し、予算の総額を30億2120万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、施設介護給付費の減額のほか、令和6年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。次に補正予算書128ページをお願いします。議案第29号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を5300万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、令和6年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。次に、補正予算書138ページをお願いします。議案第30号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ680万円を減額し、予算の総額を1億6420万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、医薬材料費の減額のほか、令和6年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。次に、補正予算書152ページをお願いします。議案第31号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算の総額を3億6310万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の減などによる補正を行っております。次に、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号の3ページをお願いします。議案第32号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号です。本案は収益的収入において既決の収入予定額に99万7000円を追加し、収入予定額を10億3350万円とし、収益的支出において既決の支出予定額から551万1000円を減額し、支出予定額を10億2580万円とするものです。資本的収入においては、既決の収入予定額に2417万5000円を追加し、収入予定額を2億8540万円とし、資本的支出においては、既決の支出予定額に1670万円を追加し、支出予定額を6億1470万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、国の補正予算第1号への対応及び令和6年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第26号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第8号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和6年度3月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正における編成上のポイントとしましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した避難所の生活環境の向上や火葬場の集約に向けた慈光苑改修事業の実施、公共施設等総合管理計画に基づく学校教育施設除却事業の実施、そして町道等

の除雪による町内生活道路等の安全確保、そのほか令和6年度事業の実績に基づく精算等によりまして、一般会計の補正額は3億4400万円の増額補正で、補正後の予算額は177億1900万円となっております。なお、本ページ下段には一般会計、特別会計における当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。次ページの3、3月補正予算、主要施策等一覧表をお願いいたします。今回補正を行う主な事業について、第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載をしております。表の右端には予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧ください。それでは内容について説明いたします。

施策分野Ⅰ 活力ある産業の創造と成長では、農地利用集積事業における機構集積協力金782万4000円、新規就農総合対策事業における経営発展支援事業補助金等870万5000円の減額などを、施策分野Ⅱ にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、私立保育所運営事業における認定こども園施設型給付費負担金の増等4659万8000円、火葬場管理運営事業における火葬場改修事業費の増等2292万5000円、小学校管理事業における学校教育施設除却事業費の増等1億5478万円の追加などや、観光振興対策事業における各種負担金補助金754万1000円の減額などを、施策分野Ⅲ 安心して元気に暮らせる地域の創出では、自立支援給付事業における自立支援給付費の増等2479万5000円、生活保護扶助費事業における生活保護費800万円の追加などや住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業における住民税非課税世帯等臨時特別給付金等6333万7000円、社会福祉一般事業における社会福祉協議会補助金1434万2000円の減額などを、施策分野Ⅳ 生活基盤の強化・強靱化では、道路維持修繕事業における町道等除雪委託料等2億3759万円、防災事業における地域防災緊急整備に係る備品購入費の追加等2664万8000円の追加などや情報基盤事業における伝送路同軸施設撤去委託料等3678万2000円、新エネルギー等普及啓発事業におけるゼロカーボントウン推進加速化補助金等1290万4000円、国土調査事業における地籍調査委託料等1320万6000円の減額などを、施策分野Ⅴ 住民のための行財政運営では、庁舎管理事業における大朝支所空調設備改修工事請負費等1679万円、減債基金費における減債基金積立金5230万6000円、特定目的基金費におけるふるさと基金積立金等5048万3000円の追加などや、ふるさと寄附金事業におけるきたひろ応援ファンド交付金の減等1062万2000円、賦課徴収管理事業における定額減税調整給付金等842万円の減額などを計上しております。なお、一覧表中に資料等記載しております事業につきましては、事業の目的、事業概要などの説明資料を次ページ以降に添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書9ページ、第2表、繰越明許費補正をご覧ください。記載しております2款総務費から9款消防費までの12事業を追加、4款衛生費、10款教育費の2事業を変更し、地方自治法第213条の規定により令和7年度へ繰越しをするものでございます。次のページ、補正予算書10ページ、11ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。千代田開発センター指定管理料はじめ追加46事業を計上しております。続いて補正予算書12ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。公共事業等債、災害復旧事業債、一般単独事業における緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災減災事業債、そして水道事業債(一般会計出資債)の減額はあるものの、一般補助施設整備等事業債、一般単独事業における合併特例事業債及び過疎対策事業債の増額により、補正後の借入限度額を総額で27億7482万7000円とするもので、補正前より1億6070万円の増額となります。以上で財政政策課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議

のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第27号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第4号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書96ページ、97ページをお願いします。1款1項1目一般管理費23万円の減額は人件費の補正になります。5款1項1目特定健康診査等事業費は財源更正になります。5款2項1目保健衛生普及費の10万円の減額は、印刷製本費を実績に基づき減額するものです。5款3項健康管理センター事業費については、充当先の財源更正になります。次のページをお願いします。8款1項1目一般被保険者保険税還付金は、実績見込みに基づき150万円を減額します。8款2項1目直営診療施設勘定繰出金の121万5000円の減額は、国保僻地診療所の運営費の事業実績によるものとなります。次に、歳入の事項別明細書92ページ、93ページをお願いします。3款1項県負担金補助金を103万58000円減額します。そのうち普通交付金150万円の減額は、歳出で説明しました保険税還付金分で、特別交付金、特別調整交付金につきましては、本年度の交付実績に基づく減額となります。5款1項1目一般会計繰入金の107万34000円の増額は、基盤安定負担金等の実績に基づくもののほか職員給与費等の繰入分になります。次のページをお願いします。5款2項1目財政調整基金繰入金は337万6000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第28号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号について福祉課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書、予算書114、115ページをお願いします。1款3項2目認定調査費等を27万円減額します。これは採用がなかった会計年度任用職員の人件費を減額するものでございます。2款1項1目居宅介護サービス給付費を3500万円減額、2款1項2目施設介護サービス給付費を5500万円減額、2款1項3目地域密着型介護サービス給付費を202万89000円減額します。いずれも給付費を給付実績見込みにより減額するものでございます。予算書116、117ページをお願いします。2款2項1目高額介護サービス費を120万円増額、2款4項2目地域密着型介護予防サービス給付費を80万円増額、いずれも給付費を給付実績見込みにより増額するものでございます。4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費を61万45000円減額します。これは事業費を給付実績見込みにより減額するものでございます。予算書118、119ページをお願いします。4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費を151万9000円減額します。これも採用がなかった会計年度任用職員の人件費等を減額するものでございます。4款2項1目一般介護予防事業費を40万円減額します。これは地域住民グループ支援事業補助金を支給実績見込みにより減額するものでございます。予算書120ページ、121ページをお願いします。4款3項2目権利擁護事業費を20万円減額します。これは研修会講師等報酬費を支払い実績により減額するものでございます。4款3項5目任意事業費を10万円減額します。これは成年後見制度町長申立手数料を支払い実績により減額するものでございます。予算書122、123ページをお願いします。8款1項1目予備費7万7000円の減額は調整額となっております。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書、予算書108ページ、109ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料を763万円減額、3款1項1目介護給付費負担金を299万82000円減額、3款2項1目調整交付金を77万38000円減

額、3款2項2目地域支援事業交付金を170万5000円減額します。いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分を計上しています。3款2項3目保険者機能強化推進交付金を171万円を増額します。これは高齢者の自立支援、重症化防止等に関する取組を推進するため、取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標の達成度によって交付される交付金で、自治体の取組に対する財政的なインセンティブでございます。3款2項4目保険者努力支援交付金394万8000円を増額します。これも介護予防、健康づくり等を重視する取組を重点的に評価し、支援する交付金で、自治体の取組に対する財政的なインセンティブとなっております。予算書110ページ、111ページをお願いします。4款1項1目介護給付費交付金を4647万3000円を減額、4款1項2目地域支援事業支援交付金を233万円減額、5款1項1目介護給付費負担金を2452万5000円減額、5款2項1目地域支援事業交付金を106万7000円を減額します。いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分を計上しています。予算書112ページ、113ページをお願いします。7款1項2目その他一般会計繰入金を5万9000円を増額します。これは歳出の事務費に対する繰入金でございます。7款1項3目地域支援事業繰入金を107万2000円減額します。これは歳出の補正に伴う公費の負担割合分を計上しています。9款3項6目雑入を19万5000円減額します。これは総合事業利用者負担金の減によるものでございます。以上で福祉課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第29号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計補正予算書134、135ページ、歳出事項別明細書をお願いいたします。2款1項1目電気事業費の需用費及び原材料費につきましては、精算に伴い、それぞれ減額補正するものです。除雪委託料につきましては、積雪により除雪費の増に伴い、増額補正するものです。5款1項1目予備費につきましては、予算の端数調整のため40万円減額するものです。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、補正予算書132、133ページ、事項別明細書歳入をお願いいたします。3款2項1目基金繰入金につきましては、電気事業の精算額に伴いまして、100万円減額するものです。以上で農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第30号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書144ページ、145ページをお願いします。1款1項1目一般管理費13万1000円の減額は、雄鹿原診療所の会計年度任用職員の報酬を36万円、旅費を32万円それぞれ減額し、八幡診療所の県派遣職員負担金を54万9000円増額するものです。2款1項医業費につきましては511万9000円を減額するもので、事業費の精算によるものとなります。次に歳入の事項別明細書142ページ、143ページをお願いします。1款1項4目その他診療収入の320万円の増額は、新型コロナワクチン接種個人負担金の接種見込みによる減額と新型コロナワクチン接種公費負担分の歳入科目の組替えによる増額によるものとなります。1款2項1目諸検査等収入の1091万3000円の減額は、各種検診や検査料の減額と新型コロナワクチン接種見込みによる減額となります。なお、新型コロナワクチン接種に関わる公費負担分は、歳入科目錯誤により、さきに説明したその他診療収入に372万4000円を組み替えます。4款1項他会計繰入

金は、1目一般会計繰入金を295万8000円増額するもので、内訳は雄鹿原診療所が245万円、八幡診療所が50万8000円となります。2目国民健康保険特別会計繰入金は121万5000円を減額します。これは国保僻地診療所運営費の事業実績によるものとなります。6款2項1目雑入の83万円の減額は、福祉部門の光熱水費負担金を実績により減額するものです。続きまして、議案第31号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。歳出の事項別明細書158ページ、159ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金282万5000円の減額は、保険基盤安定負担金の交付実績によるものになります。5款1項1目の予備費17万5000円の減額は調整によるものです。次に、歳入の事項別明細書156ページ、157ページをお願いします。3款1項一般会計繰入金300万円の減額は、歳出で説明しました額のとおりとなりますが、1目事務費繰入金を17万5000円減額し、2目保険基盤安定繰入金を282万5000円減額するものとなります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第32号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第3号について環境生活課からご説明申し上げます。別冊の令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算書第3号の3ページをお願いいたします。第2条、収益的收入及び支出の補正についてですが、実績見込みに基づき変更するものでございます。第3条資本的收入及び支出の補正についてですが、令和6年度当初予算第4条本文括弧書の中を資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3億2930万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額518万円、当年度分損益勘定留保資金3億2359万6000円並びに引継現金52万4000円で補てんするものとするに改めるものです。これは補正後に、資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額を補うために、その補てん財源について、それぞれ実績見込みに基づく額に変更を行うものでございます。第2条並びに第3条の補正予算の詳細については4ページ、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算実施計画にてご説明します。収益的收入及び支出につきましては、収入の部の1款1項1目下水道使用料及び2目その他営業収益をそれぞれ実績見込みに基づいて増額するものでございます。続いて支出の部の1款1項1目管渠費の増額は、通報装置などの修繕料の増額、1款1項2目処理場費の減額は、千代田浄化センター等の処理場に係る維持管理委託料の減額、1款1項3目総係費の減額は、印刷製本費の減額によるものでございます。いずれも実績見込みに基づき変更するものでございます。続いて、資本的收入及び支出についてご説明いたします。収入の部の1款1項1目建設企業債の減額は、管渠敷設工事に係る起債借入額の減額によるものです。1款3項1目国庫補助金並びに2目県補助金は、国の令和6年度補正予算第1号により、農村整備関係事業補助金が計上されたため補助金を増額するものでございます。1款4項1目受益者負担金並びに2目受益者分担金は、それぞれ実績に基づき増額するものでございます。続いて、支出の部の1款1項1目管渠建設事業費の減額は、農業集落排水事業における管渠敷設工事の実施見送りによる事業費の減額でございます。1款1項2目処理場建設事業費の増額は、国の補正予算第1号に対応し、農業集落排水処理施設の実施設業務及び機械更新工事を行うために事業費を増額するものでございます。以上で環境生活課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上7議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 26 号 同意第 2 号 副町長の選任の同意について

- 議長（湊俊文） 日程第 26、同意第 2 号、副町長の選任の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集 69 ページをお願いします。同意第 2 号、副町長の選任の同意について説明します。本案は、副町長の任期満了に伴い、次の方を副町長に選任したいので町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町川東 3062 番地、畑田正法さんです。同意についてよろしくお願いします。
- 議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。本件については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 27 号 同意第 3 号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（湊俊文） 日程第 27、同意第 3 号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集 71 ページをお願いします。同意第 3 号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。本年 3 月の任期満了に伴い、次の方を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、町議会の同意を求めるものです。広島県山県郡北広島町川戸 215 番地 3、山田正彦さんです。同意についてよろしくお願いします。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略し、これより採決します。お諮りします。北広島町教育委員会委員の任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、同意第 3 号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については同意することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。なお、次の会議は 3 月 24 日午前 10 時から議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 後 2 時 10 分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~